

## 津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 急速な人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域を創生していくために、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョン及び総合戦略を踏まえ、本市の実情に応じた目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するため、津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、津島市総合戦略の推進に当たり、必要な事項について検討し、及び協議するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の役職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成28年度に委嘱する場合の任期については、平成30年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者とする。なお、学識経験を有する者が複数いるときは、そのうちから委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その者の意見を聴き、又は必要な

資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、書面により協議し、議事を決することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。